

就業会員各位

就業に係るマスク着用の判断について

日頃より、当センター事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和5年5月8日（月）より、就業に係るマスクの着用について、下記のとおりといたします。

記

1. 基本の方針について

令和5年5月8日（月）より屋内外問わず、マスクの着用は個人の判断を基本といたします。

2. マスクの着用について

- ① 区民等と接する窓口業務の方は、窓口対応時には、マスクの着用をお願いいたします。
- ② 就業先発注者より、マスクの着用について指定がある場合は、マスクの着用をお願いいたします。
- ③ その他、発注者からマスクの取り扱いについて問い合わせがあった場合には、事務局へご相談ください。
- ④ 事務局への来所や会議等の出席においては、原則、マスクの着用をお願いいたします。

3. 感染対策の励行について

引き続き、感染対策【「3密の回避（密閉、密集、密接）」、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指の消毒」、「換気」】の励行をお願いいたします。